

第4次大阪府障がい者計画（後期計画）

最重点施策の達成状況について

令和4年2月10日

もくじ

1. 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進… 1
2. 障がい者の就労支援の強化… 8
3. 施策の谷間にあった分野への支援の充実… 1 2

※資料表中の「評価」につきましては、以下の内容で記載しています。

○…達成率8割以上

△…達成率6割以上8割未満

×…達成率6割未満

1. 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進

○入所施設からの地域生活への移行

(1) 達成状況

	令和2年度実績		目標値		達成率	評価
	人	%	人	%		
地域移行	447	9.1 ^注	535	10.9 ^注	83.6	○
入所者数の減少	173	3.5 ^注	116	2.4 ^注	149.1	○

【地域移行】

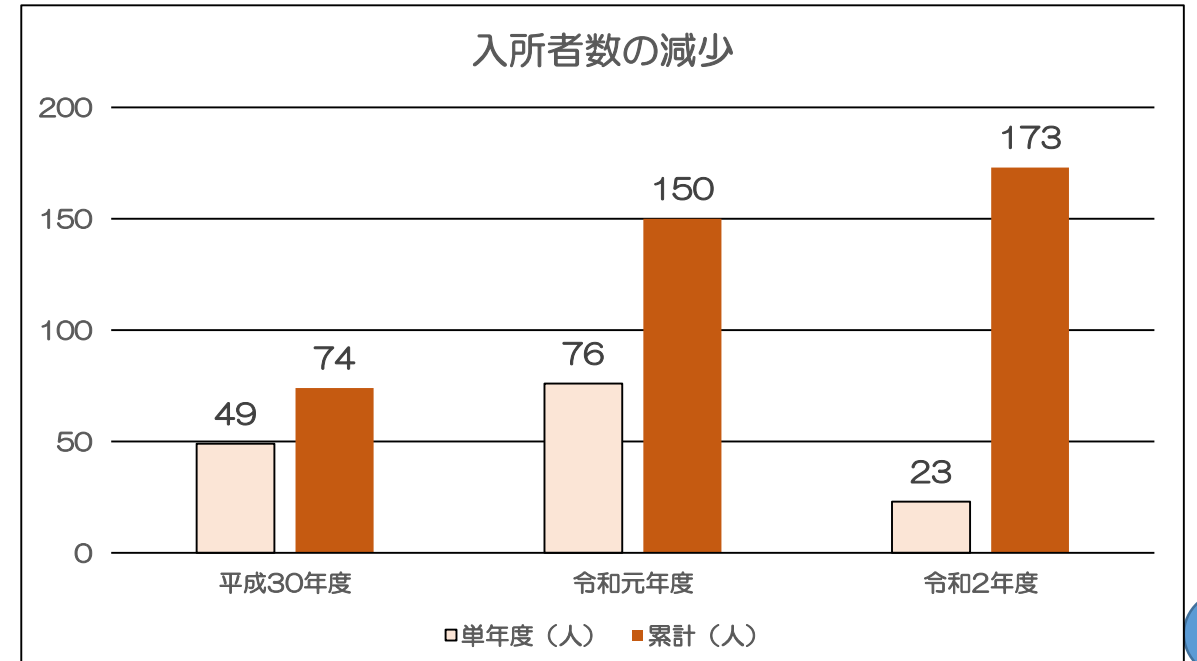
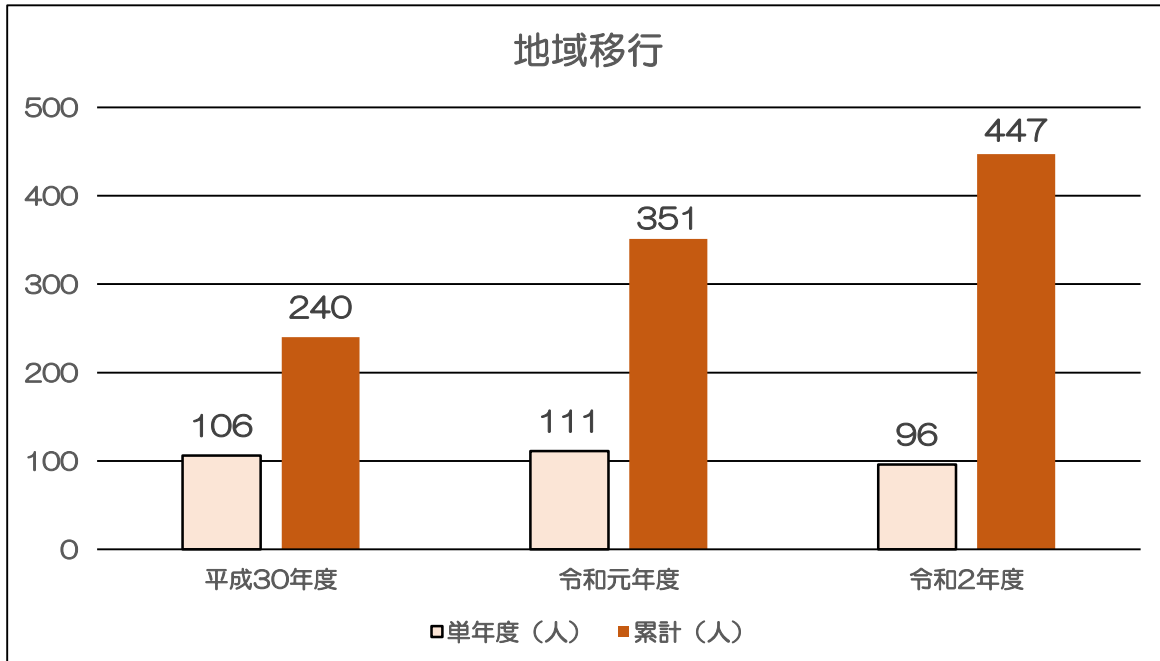
目標値535人に対して実績値447人。

【入所者数の減少】

目標値116人の減少に対して173人の減少。

(注) 「%」は平成28年度末時点の施設入所者数に対する割合

※参考：計画期間における実績値の推移



(2) 要因分析・考察

- 施設入所者の高齢化により「病院」、「死亡」による退所者が増加している。
- 第5期障がい福祉計画期間における地域生活移行者数は、施設入所者の重度化・高齢化により、これまでに比べて鈍化傾向にある。

(3) 新型コロナウイルスによる影響

- 地域移行に関して、市町村から「施設への訪問や働きかけができなかった」「グループホームの体験ができなかった」という意見があった。

(4) 今後の課題

- 重度化・高齢化に対応したグループホーム等の地域の支援基盤の拡充が必要である。

○精神科病院からの地域生活への移行

(1) 達成状況

	R2年度実績値		目標値		達成率	評価
保健・医療・福祉関係者による協議の場（大阪府の設置数）	1		1		100.0	○
保健・医療・福祉関係者による協議の場（設置保健所圏域数）	18		18		100.0	○
保健・医療・福祉関係者による協議の場（設置市町村）	41		43		95.3	○
	患者数	減少数	患者数	減少数	達成率	評価
1年以上の長期入院患者数	9,142	681	8,823	1,000	68.1	△
	%		%		達成率	評価
入院後3ヶ月時点の退院率	—		69		—	—
入院後6ヶ月時点の退院率	—		84		—	—
入院後1年時点での退院率	—		90		—	—

【保健・医療・福祉関係者による協議の場】

大阪府と全ての保健所圏域で設置済、市町村については43市町村中41市町村で設置済。

【1年以上の長期入院患者数】

目標値（8,823人）に対して9,142人（平成28年度の1年以上長期入院患者数から681人の減少）。

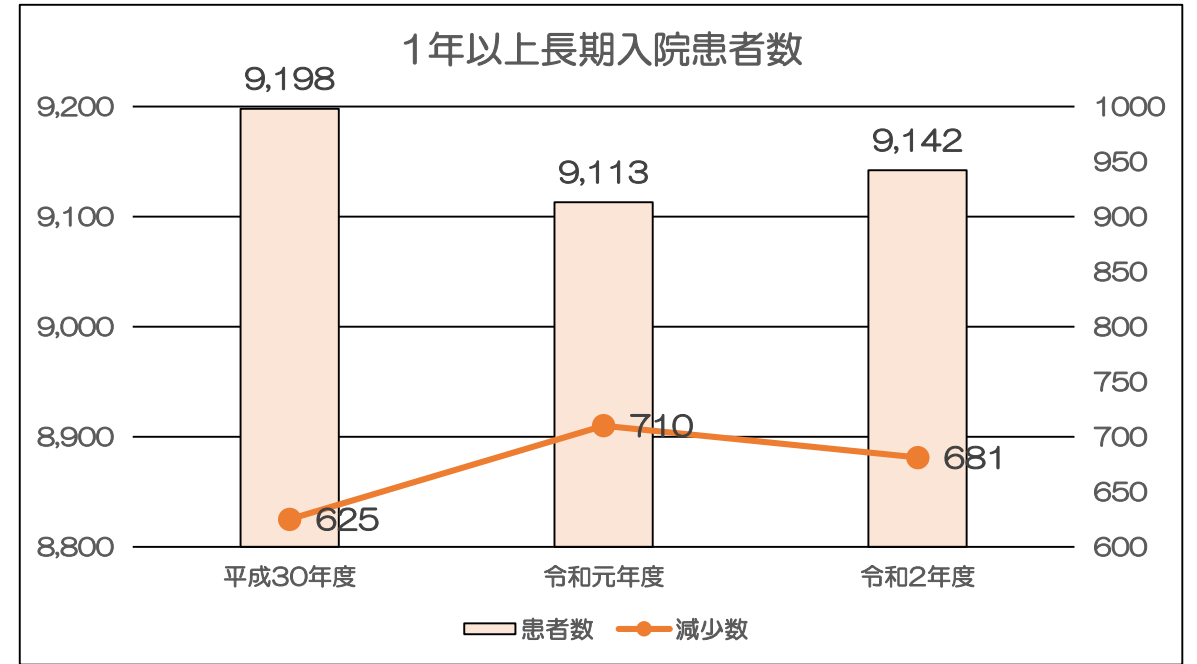
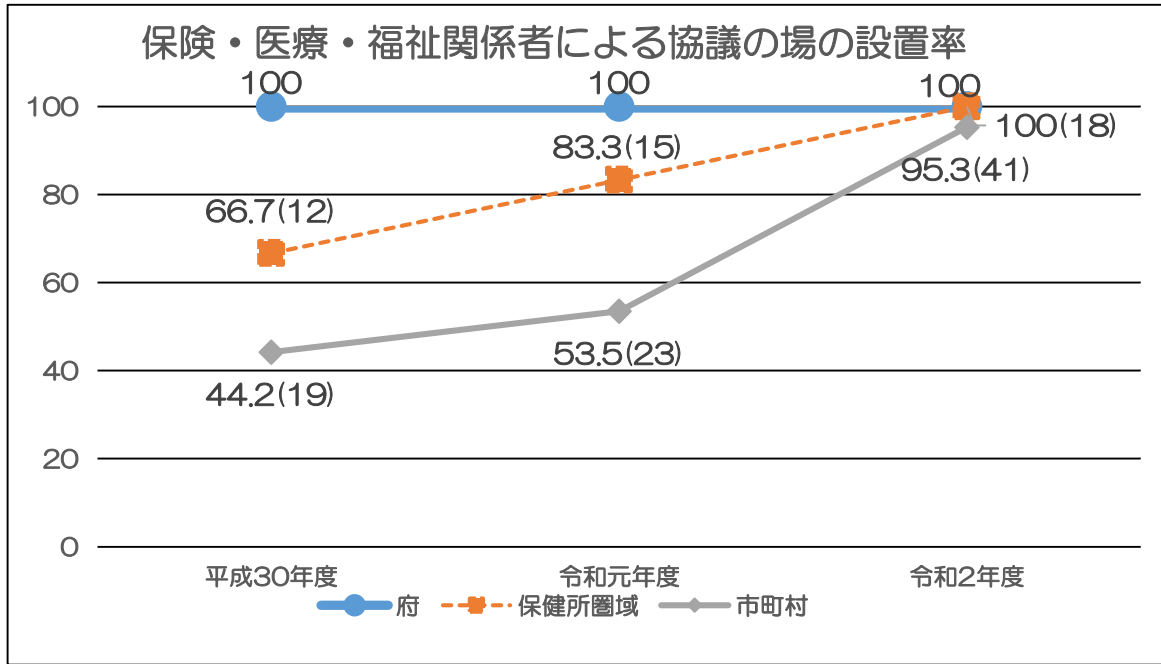
【入院後の退院率】

現時点で平成30年度（※）までが公表されるにとどまっております、令和2年度実績は不明。

※平成30年度実績

入院後3ヶ月時点…65.3% 入院後6ヶ月時点…82.3% 入院後1年時点89.3%

※参考：計画期間における実績値の推移



(2) 要因分析・考察

○市町村ごとの協議の場の設置・運営支援として平成30年度に作成した手引きの説明や設置済市町村の状況について情報提供するなどし、市町村に対し協議の場の設置について働きかけを実施。市町村担当者の理解が進み、協議の場の設置が促進された。

○平成29年度から令和元年度まで「長期入院精神障がい者退院促進事業」を実施し、令和2年度からは「長期入院精神障がい者退院支援強化事業」を開始。「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」を配置し、精神科病院スタッフの理解促進、退院の可能性のある入院患者の把握と市町村への橋渡しを行い、困難ケースについて、患者を市町村や地域の支援機関につなぐ「伴走支援」を行った。その結果、退院可能な長期入院患者の退院が促進された一方、困難ケースの退院が滞っていると考えられる。

(3) 新型コロナウイルスによる影響

- 病院への訪問が困難となったために、個別の伴走支援や茶話会の中止、病院職員等への理解促進研修の規模を縮小せざるを得ない状況になった。
- 一方、オンラインによる病院職員等への研修や入院患者に対する壁新聞・ビデオレターによる退院に向けた情報提供など、非接触で行う取組みの実践に努めることができた。

(4) 今後の課題

- 協議の場について、未設置の自治体に対しては、ヒアリングや情報提供により設置に向けた支援の継続が必要である。
- 新型コロナウイルスによる影響の長期化が予想されるため、個別の伴走支援を継続するための工夫が必要である。
- また、退院にむけて市町村の受け皿を充実させるため、協議の場における議論を活性化させることも必要である。

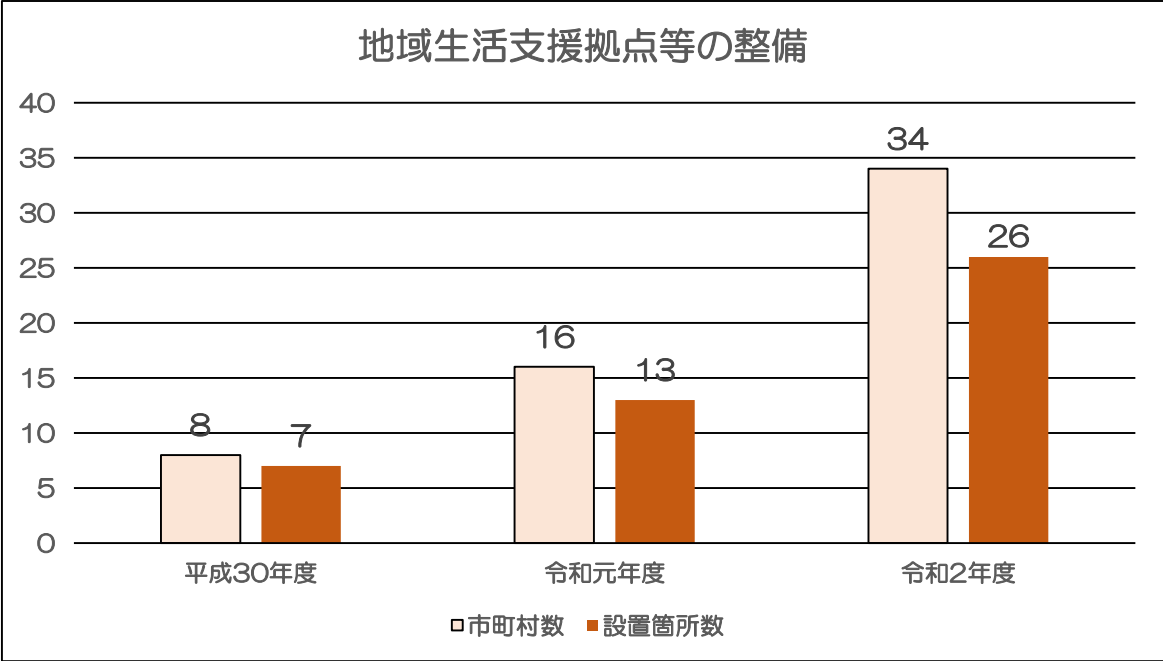
○地域生活支援拠点等の整備

(1) 達成状況

	令和2年度		目標値	達成率	評価
	市町村数	箇所数	市町村数		
地域生活支援拠点等の整備	34	26	43	79.1	△

【地域生活支援拠点等の整備】
43市町村中34市町村（26箇所）が整備済。

※参考：計画期間における実績値の推移



(2) 要因分析・考察

- 令和元年度に障がい者自立支援協議会地域支援推進部会基盤整備促進ワーキンググループで取りまとめた「地域生活支援拠点等の整備促進に向けて」をもとに、必要とされる機能を円滑に整備していくための手法や具体的な取組みを市町村に提案するなど働きかけを行った。また、未整備の市町村に対して、ヒアリングを実施し、整備済の市町村の事例を情報提供するなど、整備促進に向けた働きかけを行った。

(3) 新型コロナウイルスによる影響

- 地域生活支援拠点等の整備や運営について、市町村から「コロナの影響で協議会が開催できない」「事業所と調整ができず整備に至らなかった」という意見があった。

(4) 今後の課題

- 未整備の自治体に対しては、ヒアリングや先進事例の紹介など、早期の整備に向けて、引き続き働きかけが必要である。
- 整備済の自治体に対しては、機能の強化・充実が必要である。
- 行動障がいなどの状態を示す重度障がい者の支援が可能な専門性の高い人材の養成、確保が課題である。

2. 障がい者の就労支援の強化

(1) 達成状況

		令和2年度	目標値	達成率	評価
福祉施設からの一般就労者数（人）		2,015	1,700	118.5	○
就労移行支援事業の利用者数（人）		3,709	3,777	98.2	○
就労移行支援事業所ごとの就労移行率（%）		46.6	50.0	93.2	○
就労移行実績のない就労移行支援事業所数（箇所）	実績ゼロの事業所数(開設から24ヶ月以内の事業所を除く)	45	0	「0」にはならなかった	×
就業・生活支援センター及び就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率（%）	就業・生活支援センター	84.1	80.0	105.1	○
	就労定着支援事業	95.2		119.0	○

【福祉施設からの一般就労移行者数】

目標値（1,700人）に対して実績値が2,015人。

【就労移行支援事業の利用者数】

目標値（3,777人）に対して実績値が3,709人。

【就労移行支援事業所ごとの就労移行率】

目標値（50%）に対して実績値が46.6%。

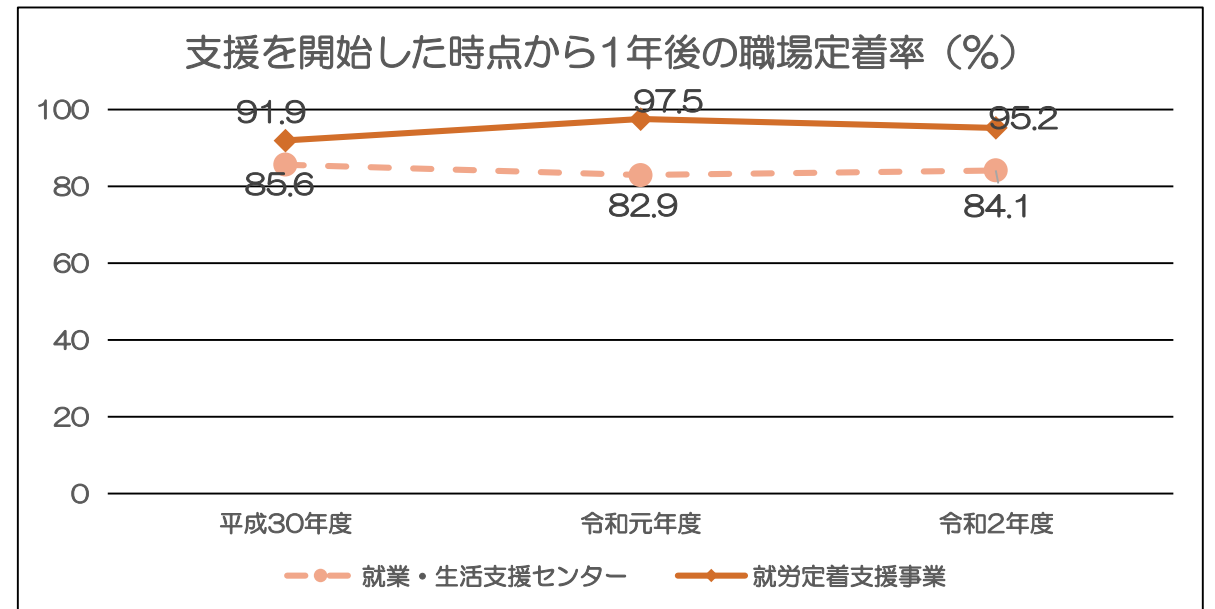
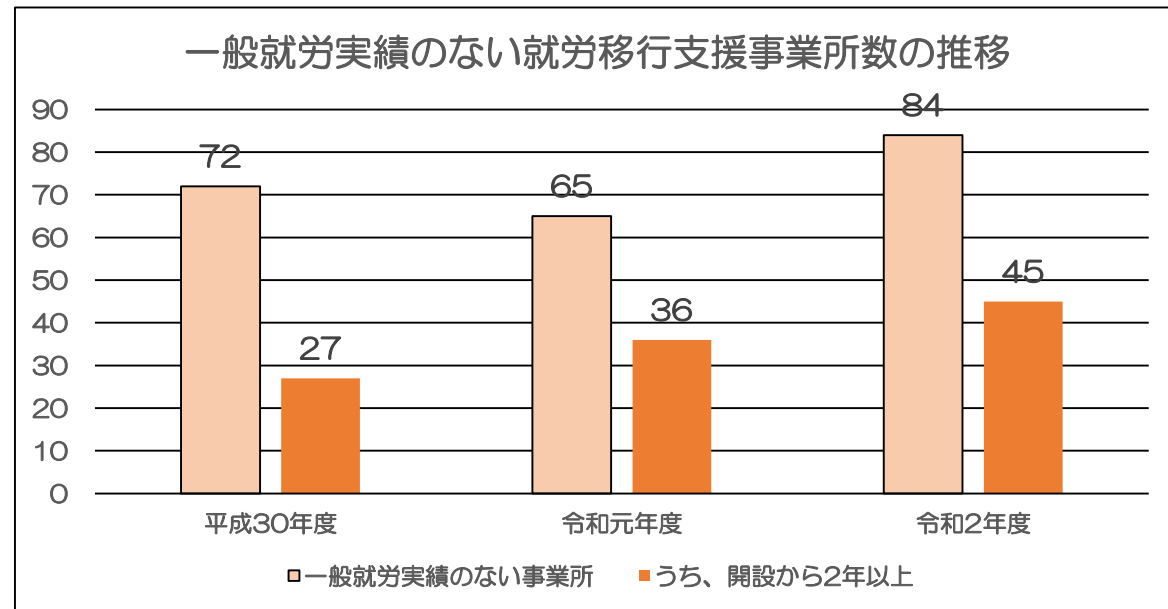
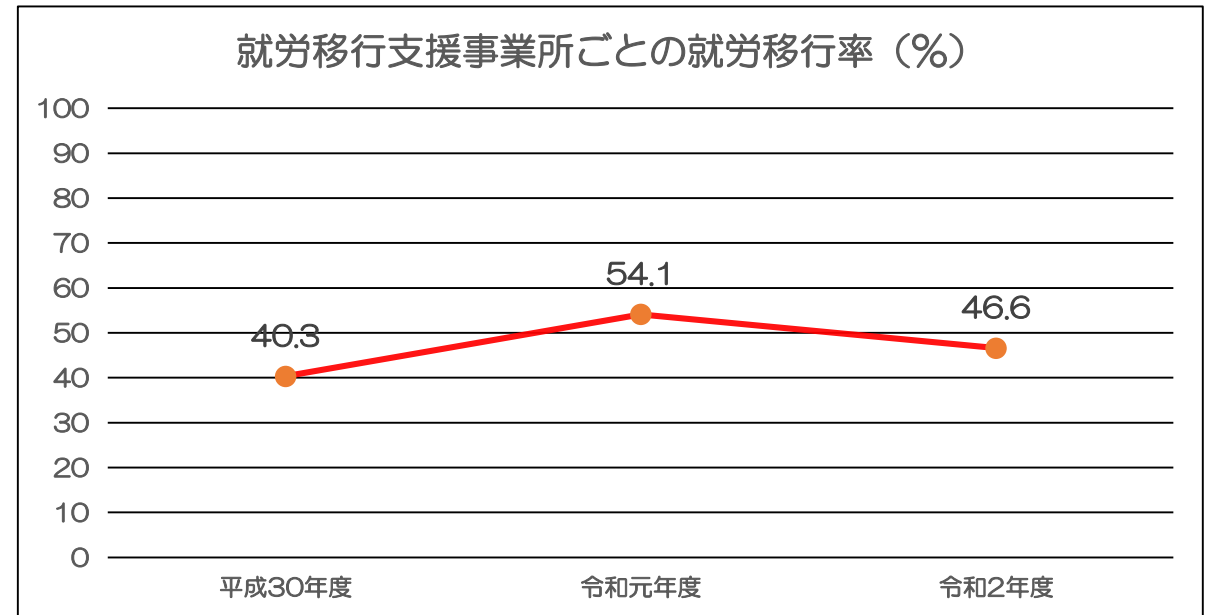
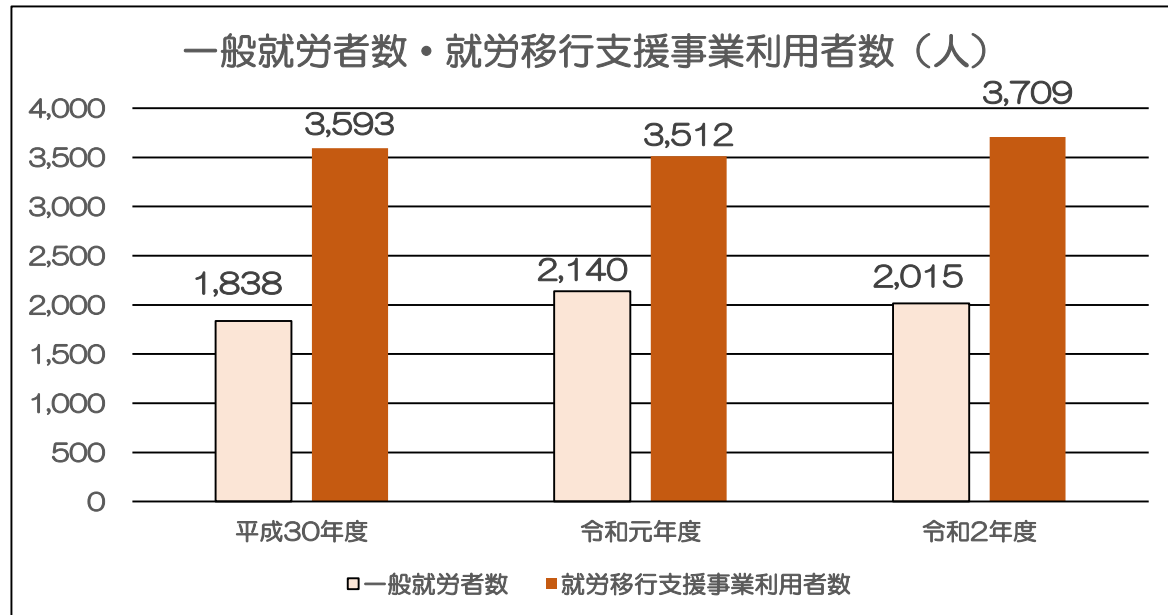
【就労移行実績のない就労移行支援事業所数】

目標値（0箇所）に対して実績値が45箇所。

【就業・生活支援センター及び就労定着支援事業により支援を開始した時点から1年後の職場定着率】

目標値（80%）に対して、実績値は就業・生活支援センターが84.1%、就労定着支援事業が95.2%。

※参考：計画期間における実績値の推移



(2) 要因分析・考察

- 一般就労移行者数の増加については、計画期間中に実施した府内事業所へのアドバイザー派遣や、平成28年度から行っている大阪府就労移行支援事業所連絡会との研修により、府内事業所の支援力の向上が寄与していると考えられる。また、平成30年4月1日から、障がい者雇用義務の対象に精神障がい者が加わったこと、令和3年3月1日から法定雇用率が2.3%に引き上げられ、雇用がより一層促進されたことが考えられる。
- 就労移行支援の利用者数について、計画期間を通じて増加が見られたが、他のサービス事業(就労継続支援A型・B型)に比べると、増加率がさほど大きくない。
- 就労移行支援事業所について、府内事業所へのアドバイザー派遣や研修等により就労アセスメント力の強化や好事例の普及が進み、事業所の就労支援力が向上したことが考えられる。一方、全ての事業所が研修等に参加していないため、一般就労移行実績のない事業所をゼロにするには至らなかった。
- 平成30年度に創設された就労定着支援事業の事業所指定を受けているのは、ほとんどが就労移行支援事業所であり、企業へ送り出した就労移行支援事業所から継続して支援を受けられることにより、高い定着率が実現していると考えられる。また、府内18ヶ所の障害者就業・生活支援センターが、地域における就労支援、生活支援の核となるよう関係機関と連携を図った。

(3) 新型コロナウイルスによる影響

- 企業による実習・面接の減少が一般就労への移行者数や就労移行支援事業所の就労移行率に影響を与えた可能性がある。

(4) 今後の課題

- さらなる一般就労者数増加のためには、各事業所の就労支援力の向上や潜在的な就労ニーズの掘り起こし、各機関との連携等が課題として考えられる。
- 就労移行支援事業の利用者数増加に向けて、潜在的な就労ニーズの掘り起こしが必要である。また、立地条件等により、利用者の確保に苦戦している事業所があることも課題である。
- 支援ノウハウが蓄積されないことや就職先が確保できないなどの理由から依然として就労移行率の低い（または一般就労実績のない）就労移行支援事業所があるため、支援力の底上げが必要。
- 平成30年4月1日から、障がい者雇用義務の対象に精神障がい者が加わったことから、平成30年度以降令和2年度まで精神障がい者の一般就労者数の増加が著しく、今後、就労定着支援のニーズが増大すると考えられ、それに伴い、就労定着支援事業所数の不足が予想される。

3. 施策の谷間にあった分野への支援の充実

(1) 達成状況

	R2年度		目標値	達成率	評価
	市町村数	箇所数	市町村数		
児童発達支援センターの設置	34	64	43	79.1	△
保育所等訪問支援の実施	41	162	43	95.3	○
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	25	80	43	58.1	×
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	29	100	43	67.4	△
	箇所数 (※)		目標値 (※)	達成率	評価
医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場の設置 (大阪府)	1		1	100.0	○
医療的ケア児に関する保健所圏域等での協議の場を充実	18		18	100.0	○
医療依存度の高い重症心身障がい児者に関する協議の場の設置 (市町村)	24		43	55.8	×
	割合 (%)		目標値 (%)	達成率	評価
家庭や学校、職場で発達障がいの人又はその可能性がある人がいる時、どのように接したらいいか知っている府民の割合 (%)	5		16	31.3	×
	作成・配布の状況		目標値	達成率	評価
高次脳機能障がい者に対する支援のため、地域の先進的な支援手法等を集めた事例集の作成及び配布	作成・公開		作成・配布	100.0	○

(※) 「医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場の設置 (府・市町村)」と「医療的ケア児に関する保健所圏域等での協議の場を充実」は平成30年度における数値 (箇所数・目標値)。

【児童発達支援センター設置市町村数】

43市町村中、34市町村が設置済。

【保育所等訪問支援実施市町村数】

43市町村中、41市町村が実施済。

【主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保する市町村数】

43市町村中、25市町村が確保済。

【主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する市町村数】

43市町村中、29市町村が確保済。

【医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場の設置】

平成30年度時点で、大阪府は設置済。市町村については43市町村中、24市町村が設置済。

なお、令和2年度末時点で、市町村については37市町村が設置済。

【医療的ケア児に関する保健所圏域での協議の場を充実】

平成30年度に府保健所で実施している小児在宅医療ネットワーク会議を府保健所圏域での協議の場として位置付け、協議の場を充実。18圏域中18圏域で設置済。

【家庭や学校、職場で発達障がいの人又はその可能性がある人がいる時、どのように接したらいいか知っている府民の割合】

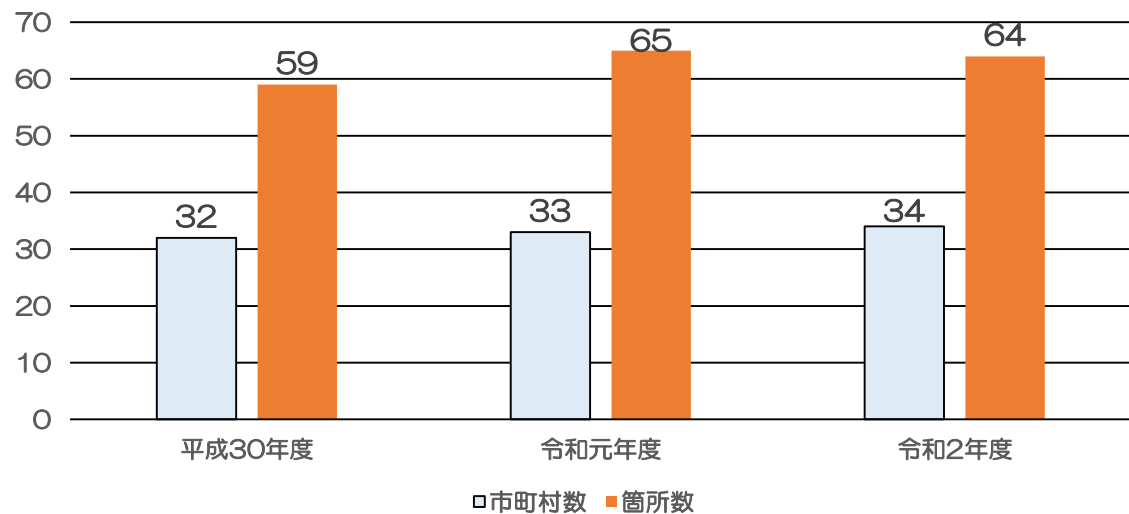
目標値16%に対して、実績値5%。（「おおさかQネット」より）

【高次脳機能障がい者に対する支援のため、地域の先進的な支援手法等を集めた事例集の作成及び配布】

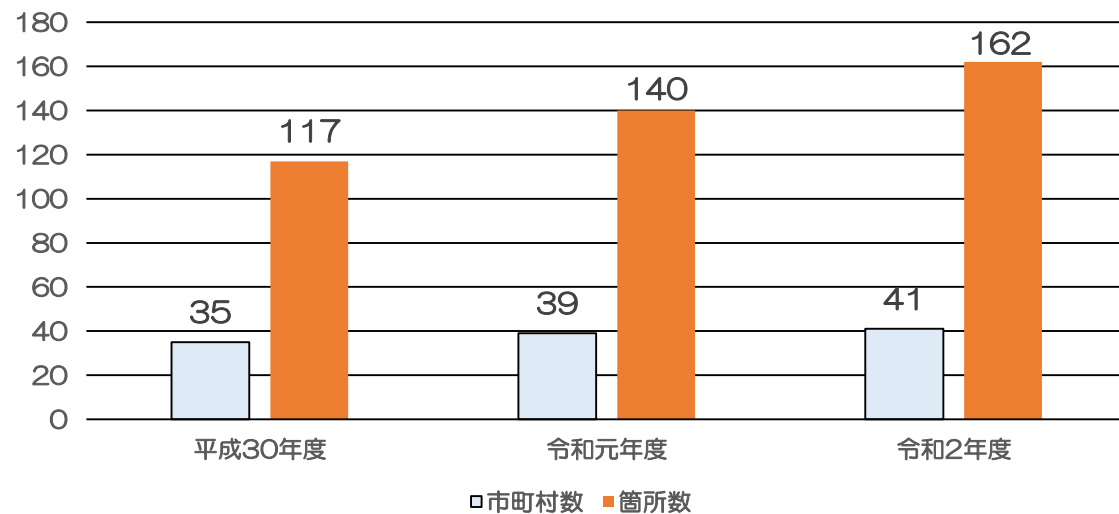
「高次脳機能障がいのある方への支援ヒント集—府内事業所の実践例より—」を作成し、府ホームページ上で公開。

※参考：計画期間における実績値の推移

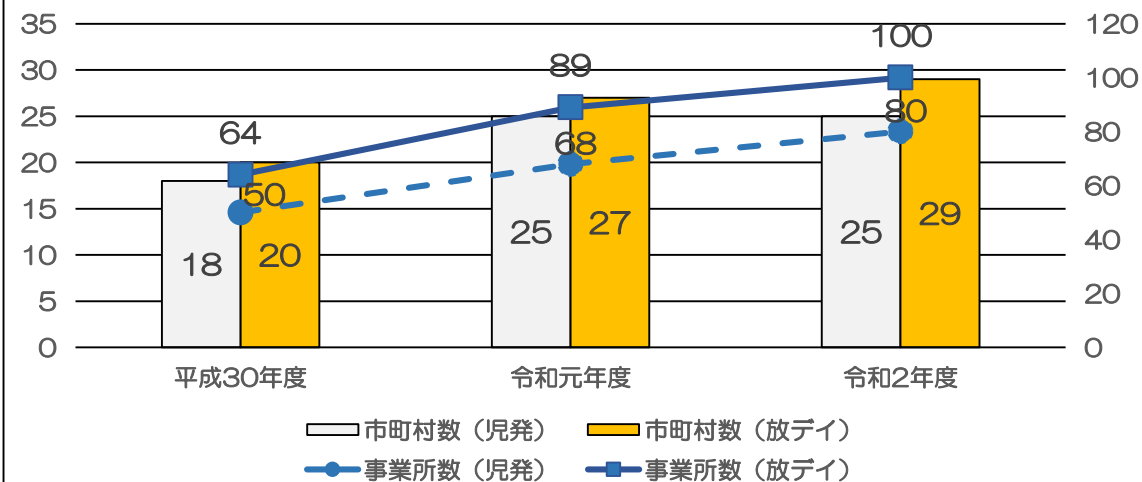
児童発達支援センター



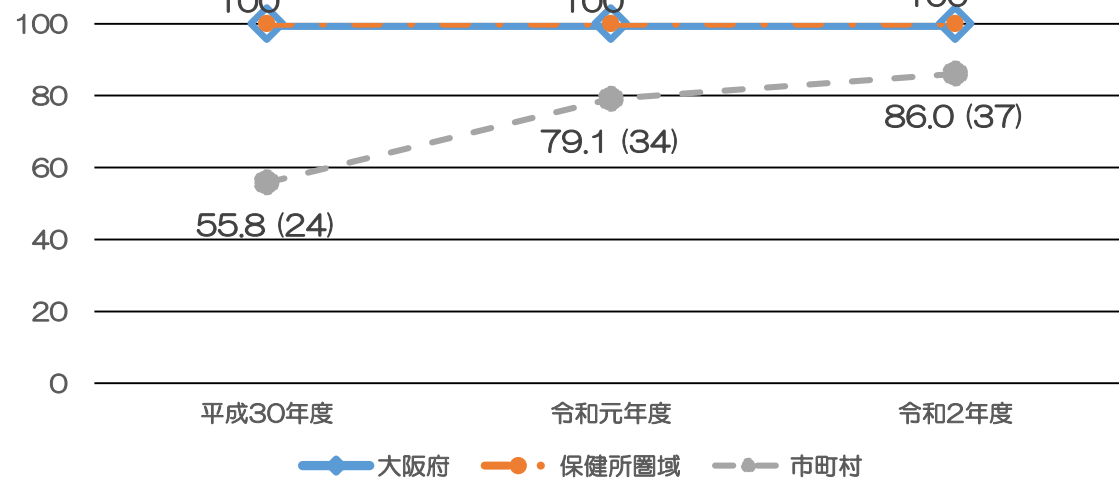
保育所等訪問支援



主に重症心身障がい児を支援する
児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所



医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議
の場（設置率）



(2) 要因分析・考察

- 児童発達支援センター未設置の市町村については、市町村規模によっては管内の児童数が少ないことや、事業を実施する候補者がいないことから単独での設置が図れていない。
- 保育所等訪問支援未実施の2自治体については、管内で利用希望がなく、令和2年度末時点で未実施になっている。
- 重症心身障がい児の支援においては、福祉的な支援スキル、医療的な支援スキルの両側面が求められるが、事業所開設にあたり、これらの支援に関するノウハウが不足していることなどが課題になっている。そのため、計画期間を通じて研修や相談会を実施し、専門的な支援スキルの向上を図った。このほか、主に重症心身障がい児を支援する事業所を確保できていない自治体においては、管内に重症心身障がい児がいない、あるいは非常に少ないことにより管内でのサービス提供の需要がないことも想定される。
- 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場について、大阪府の協議の場では、厚生労働省の調査方法に基づき、医療的ケア児実態調査を実施し、府内の医療的ケア児数を把握した。保健所圏域における協議の場については、全圏域ですでに設置済であることから、関係機関による連携会議や症例検討・研修等にて連携の構築を図った。市町村の協議の場については、未設置の市町村に対して、設置済市町村の情報提供や課題解決に向けたヒアリングを実施し、設置促進を図った。
- 「世界自閉症啓発デー」（4月2日）、「発達障がい啓発週間」（4月2日から8日）におけるポスターの配布や府内の主要な施設のブルーライトアップや発達障がいに係る講演会など啓発活動を継続して実施したが、新型コロナウイルスの影響により、啓発活動の機会が制限された。
- 府内の高次脳機能障がいの支援実態を具体的に把握するため、府内障がい福祉サービス事業所アンケートと、事業所ヒアリングを実施。調査結果から、高次脳機能障がいに関する地域の先進的な支援手法等を集めた「高次脳機能障がいのある方への支援ヒント集—府内事業所の実践例より—」を作成し、府ホームページ上で公開した。

(3) 新型コロナウイルスによる影響

○発達障がいへの理解については、講演会の中止などにより啓発活動が制限された。

(4) 今後の課題

○児童発達支援センター未設置の自治体に対しては、引き続き各市町村による設置検討を基本としつつ、既に共同設置を行っている好事例の紹介等、共同利用体制の構築等を検討するよう働きかけを行う必要がある。

○保育所等訪問支援未実施の自治体には、近隣市町村の事業所への調査等を含め、ニーズに応じて、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築できるよう働きかける必要がある。

○主に重症心身障がい児を支援する事業所の開設にあたって、支援に関するノウハウが不足していることについては、医療的な面や福祉的な面から支援スキルの向上を図るための研修や専門相談会を引き続き実施することで、事業所数の増加に取り組む必要がある。

○医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場について、未設置の自治体に対しては、設置済自治体の情報提供や課題解決に向けたヒアリングなど、設置に向けた働きかけを継続する必要がある。

○発達障がい者の理解促進に向けて、「世界自閉症啓発デー」（4月2日）、「発達障がい啓発週間」（4月2日から8日）におけるポスターの配布や府内の主要な施設のブルーライトアップや発達障がいに係る講演会など啓発活動を継続して実施する必要がある。

○「高次脳機能障がいのある方への支援ヒント集—府内事業所の実践例より—」を活用しながら研修等を実施することで、支援手法を普及する必要がある。